

7 農地の最大限の利用と人の確保・育成、農業農村整備

(1) 農地中間管理機構による農地集積・集約化と地域の農業を担う者による農地利用

ア 人・農地プランの実質化の取組状況

現状と課題

- 今後、高齢化や人口減少の本格化による農業者の減少や耕作放棄地の拡大等、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取組を加速化することが課題となっています。

施策

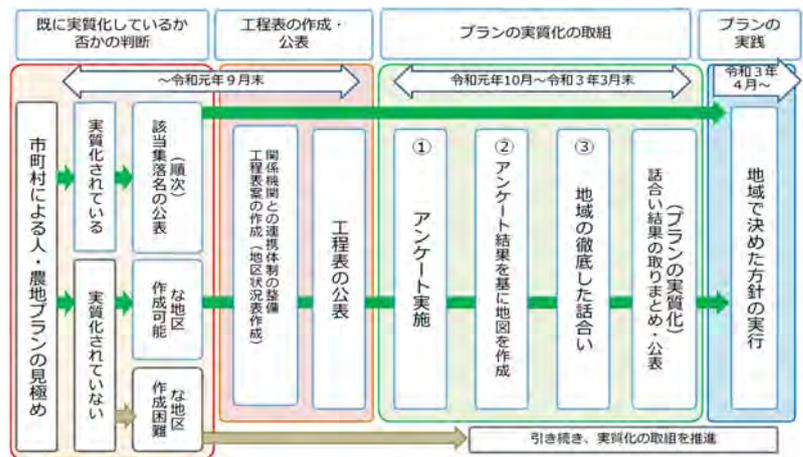
農林水産省では、平成24(2012)年から、地域の人と農地の問題を解決するため、「人・農地プラン」の作成と農地中間管理機構の活用を働きかけてきました。そして、平成31(2019)年からは、農業者の年齢階層別の就農や後継者確保の状況を「見える化」した地図を用いて、地域の農業者が話し合い、当該地域の将来の農地利用を担う経営体の在り方を決めていく「人・農地プランの実質化」を推進してきました。

なお、この取組は令和4(2022)年に法定化され、令和5(2023)年からは各地域での協議結果を踏まえ、市町村が「地域計画」を策定することになりました。

人・農地プランの実質化の取組

人・農地プランの作成において、①農業者の年齢や後継者の有無等をアンケートや話し合いで確認し、②それを踏まえて、5年後、10年後の状況を「見える化」した地図を作成し、③地域の中心となる経営体への農地の集積・集約化に関する将来方針を定めるといったプロセスを経たものが実質化した人・農地プランとなります(図表2-42)。

図表 2-42 人・農地プラン実質化の取組の流れ



人・農地プラン実質化の取組状況

令和4(2022)年3月末現在、東北における人・農地プランの実質化済みの地域数は2,404プラン(全国では18,287プラン)となっています。

また、実質化に取り組む地域数は223プラン(全国では3,597プラン)となっています。(図表2-43)。

図表 2-43 人・農地プラン実質化の取組状況(令和4(2022)年3月末時点)

単位: プラン、ha

	既に実質化されている地域		実質化に取り組む地域		合計	
	プラン数	プラン内の農地面積	プラン数	プラン内の農地面積	プラン数	プラン内の農地面積
青森県	200	145,492	0	0	200	145,492
岩手県	425	156,968	0	0	425	156,968
宮城県	207	133,454	0	0	207	133,454
秋田県	351	146,670	0	0	351	146,670
山形県	572	114,462	4	1,864	576	116,326
福島県	649	53,695	219	27,835	868	81,531
東北計	2,404	750,741	223	29,699	2,627	780,441
全国計	18,287	3,673,312	3,597	352,883	21,884	4,026,195

資料: 東北農政局作成

注: 人・農地プラン実質化の取組状況における農地面積は、市町村からの報告ベースであり、耕地及び作付面積統計による耕地面積とは必ずしも一致しない。

## イ 担い手に対する農地の利用集積

### 現状と課題

- 日本再興戦略において、「令和5(2023)年度までに全農地面積の8割を担い手に集積する」という目標を掲げています。
- 令和4(2022)年度における担い手への農地集積率は、全国(59.5%)、東北(59.3%)と、ともに年々増加しているものの、目標値までには相当の開きがあります(図表2-44)。

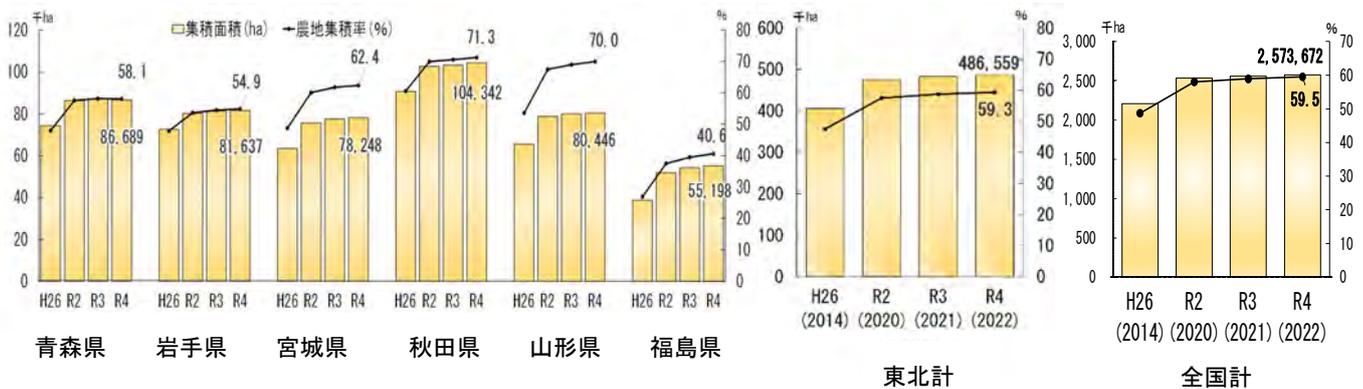
### 施策

目標を実現するための柱として、平成26(2014)年度に農地中間管理事業制度が創設されました。

### 東北各県の集積率の状況

県別にみると、宮城県(62.4%)、秋田県(71.3%)、山形県(70.0%)、で全国を上回る集積率となっています(図表2-44)。

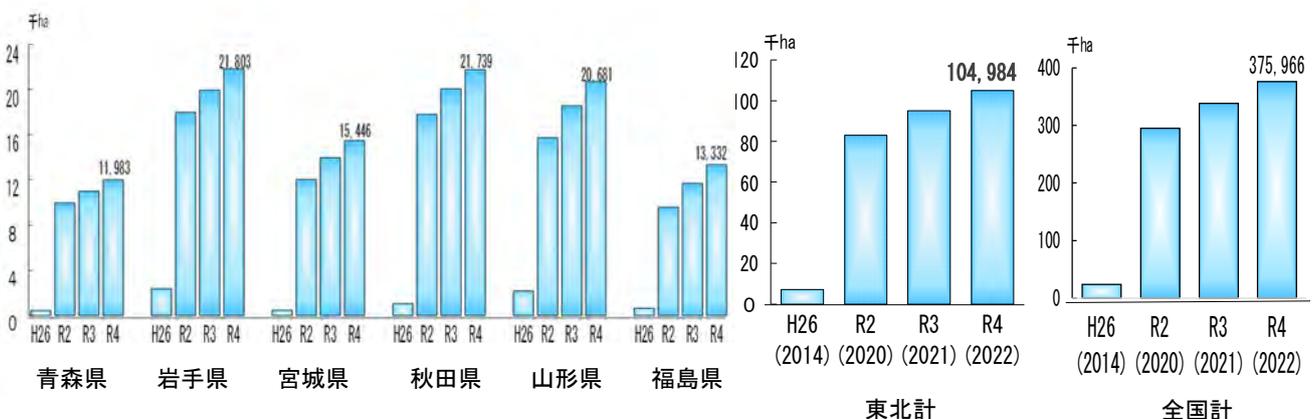
図表2-44 東北各県の担い手への農地の集積状況



### 農地中間管理事業の状況

農地中間管理事業の転貸※の実績(累計)は、東北合計で10万4,984haと昨年度より9,910ha増加(対前年度110%)しています(図表2-45)。

図表2-45 東北各県の農地中間管理事業(転貸)の実績(累計)

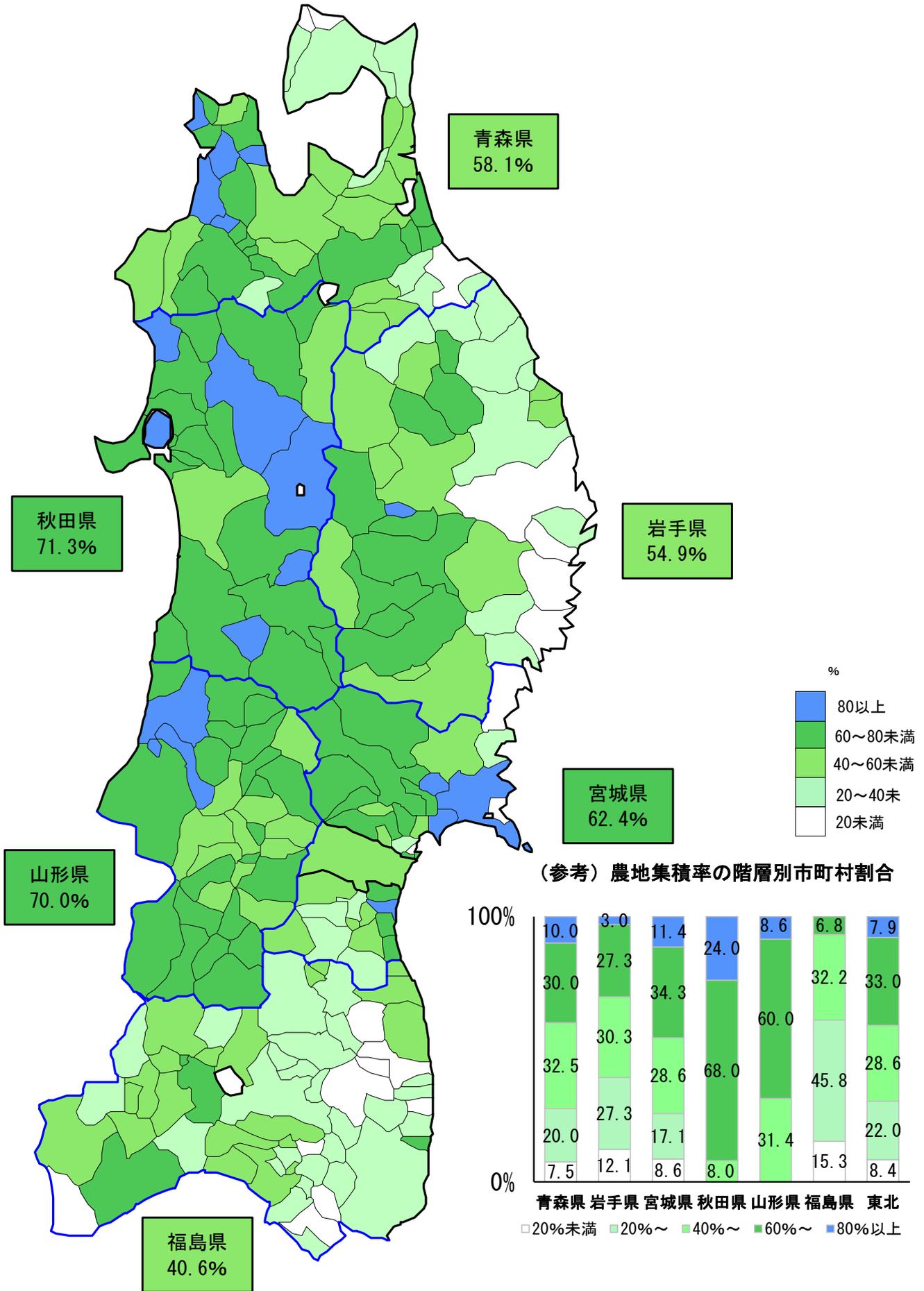


資料：東北農政局作成

- 注：1) 当年度の3月末時点で転貸している面積とし、転貸したが解除・解約した面積は含まない。  
2) 転貸の実績(累計)とは、各年度末におけるストックの数値である。

※ ここでいう「転貸」とは、農地中間管理機構で借りた農地を、さらに他の人に貸すことである。

図表 2-46 東北の担い手への農地の集積状況(市町村別) (令和5(2023)年3月末現在)



資料：東北農政局作成

## (2) 多様な人材の確保・育成

## ア 認定農業者の動向

## 現状

- 農業者の一層の高齢化と減少が急速に進む中であっても、生産性と収益性が高く、中長期的かつ継続的に発展することが見込まれる担い手（効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む農業経営（認定農業者、認定新規就農者、将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農））の育成が重要です。
- このため、経営感覚を持った人材が活躍できるよう、経営規模や家族・法人など経営形態の別にかかわらず、担い手の育成・確保を進めています。

## 施策

認定農業者制度は、農業者が市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画（経営改善計画）を市町村等が認定する制度であり、認定を受けた農業者に対して、その経営改善計画達成に向けた様々な支援措置を講じています。

また、経営改善計画の達成や農業経営の法人化等を支援するため、各県に農業経営の相談体制を整備し、農業者を支援しています。

## 認定農業者数の推移

東北における認定農業者数は、令和2(2020)年度末と比べて、1,432 経営体減少（3ポイント減）しており、全国では、5,002 経営体減少（2ポイント減）しています。

一方で、認定農業者のうち法人の数は、東北で139 法人増加（3ポイント増）しており、全国では、860 法人増加（3ポイント増）しています（図表 2-47）。

図表 2-47 認定農業者数の推移

単位：経営体

	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	対前年度	
青森県	9,821	9,766	9,493	9,065	8,921	△ 144	-2%
	423	450	486	498	533	35	7%
岩手県	6,937	6,847	6,581	6,337	6,013	△ 324	-5%
	634	675	700	743	727	△ 16	-2%
宮城県	6,481	6,447	6,279	6,026	5,880	△ 146	-2%
	632	661	707	722	734	12	2%
秋田県	10,263	10,121	9,766	9,246	8,723	△ 523	-6%
	609	656	705	778	816	38	5%
山形県	10,100	9,966	9,400	8,792	8,602	△ 190	-2%
	484	515	552	590	629	39	7%
福島県	7,721	7,739	7,378	7,141	7,019	△ 122	-2%
	539	586	621	652	674	22	3%
東北計	51,323	50,886	48,897	46,619	45,187	△ 1,432	-3%
	3,321	3,543	3,771	3,987	4,126	139	3%
全国計	240,665	239,043	233,806	227,444	222,442	△ 5,002	-2%
	23,648	24,965	26,080	27,114	27,974	860	3%

上段：認定農業者数 下段資料：うち法人数

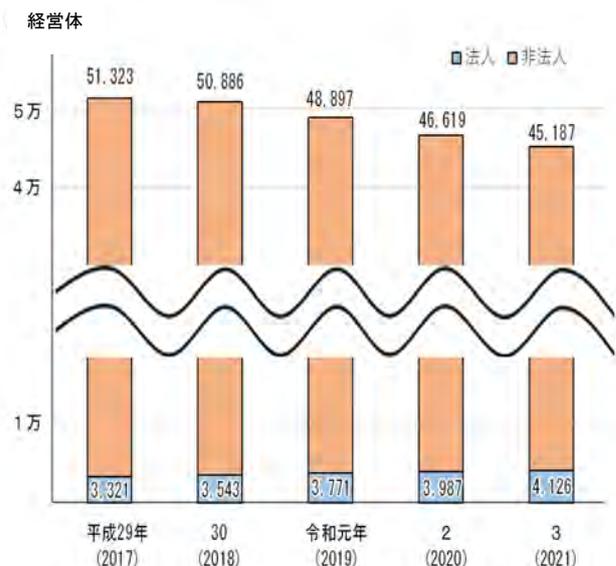
資料：東北農政局作成

注：1) 各年の値は各年度末現在。

2) 認定農業者の年齢構成は令和4(2022)年3月末時点。

3) 令和元(2019)年度以前に認定している場合、複数市町村で営農している経営体は重複している。

4) 令和2(2020)年度以降に複数の県で営農していることから農林水産大臣（東北農政局長）が認定した経営体は全国計（東北計）にのみ計上し、各県には含めていない。



## イ 企業参入等の動向

### 現状

- ▶ 東北における企業（一般法人及び農地所有適格法人<sup>※</sup>）による農業参入の数は、例年、県平均で20～30法人ほど増加しており、堅調な増加傾向にあります。
- ▶ 東北全体の一般法人による農業参入数（440法人（令和4（2022）年））の前年からの増加率（116.1%）は、全国（108.7%）と比較して高い状況です（図表2-48）。

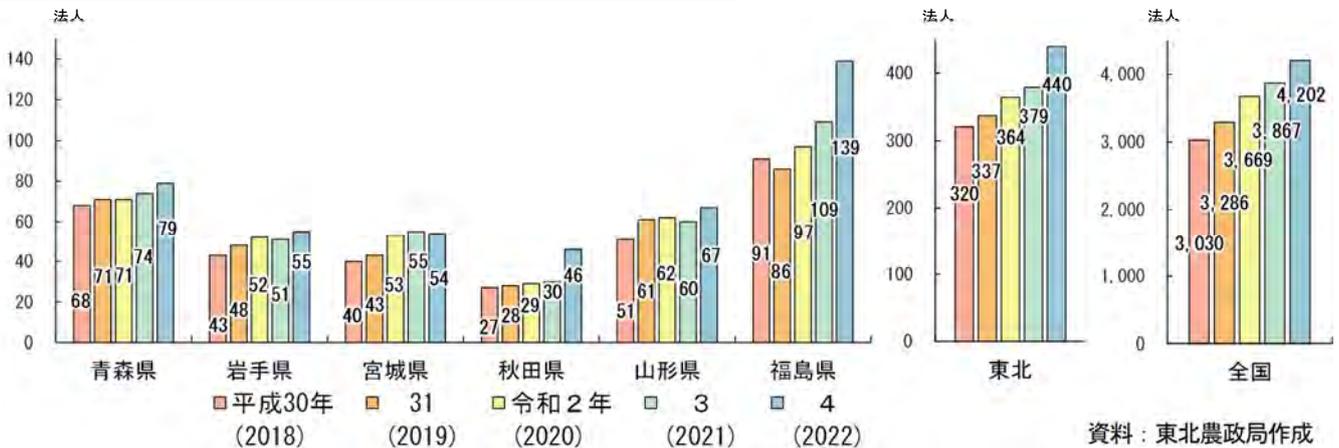
### 施策

平成21（2009）年12月の農地法改正で一般法人による農業参入要件が緩和され、農地のリース方式による企業等の参入が全面自由化されました。

### 一般法人による農業参入数の推移

令和4（2022）年1月1日現在における一般法人による農業参入の数は、宮城県を除く東北5県で昨年度より増加しています。県別では福島県の139法人が東北で最多となっています（図表2-48）。

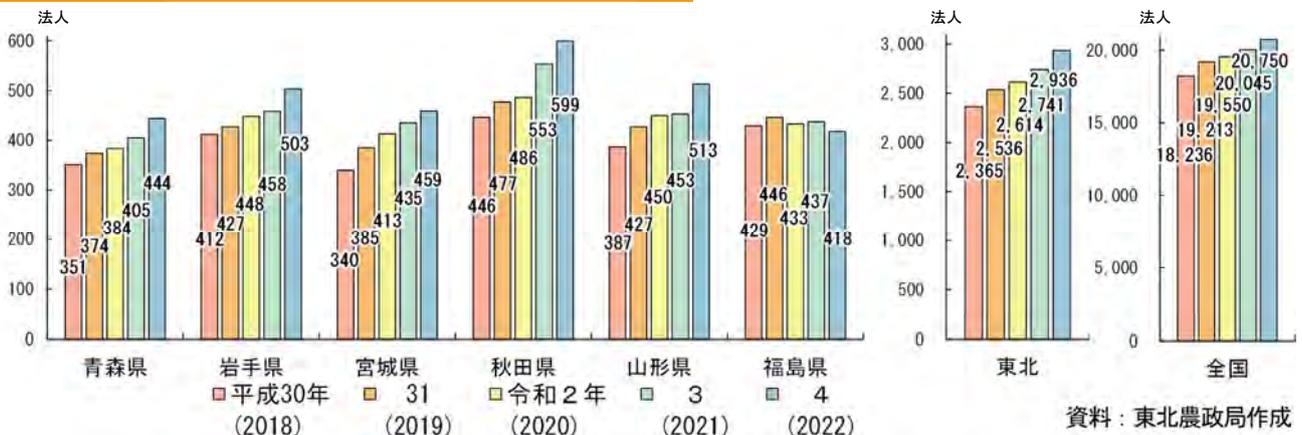
図表2-48 一般法人による農業参入数の推移（東北）



### 農地所有適格法人数の推移

令和4（2022）年1月1日現在における農地所有適格法人は東北全体で2,936法人となっており、福島県を除く東北5県で増加傾向です。県別では秋田県の599法人が東北で最多となっています（図表2-49）。

図表2-49 農地所有適格法人数の推移（東北）



※ 「農地所有適格法人」とは、農地法に定める一定の要件（主たる事業が農業又は農業に関連する事業であること、農業関係者が総議決権の過半を占めること及び役員の上半が農業の常時従事する構成員であることなど）を満たした法人であり、農地を所有することができる法人をいう。

## ウ 新規就農者の育成・確保

## 現状と課題

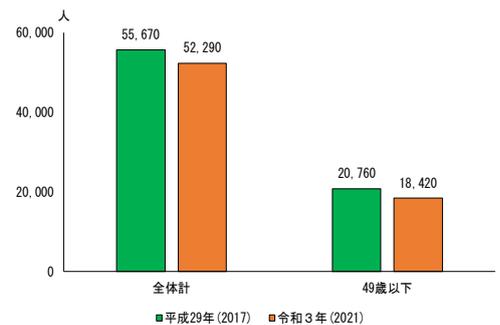
- 全国における令和3(2021)年の新規就農者は52,290人で、平成29(2017)年に比べ6%減少し、このうち49歳以下は18,420人で、11.2%減少しています(図表2-50)。
- 持続可能な力強い農業を実現していくためには、農業の内外からの新規就農を促進し世代間のバランスの取れた農業構造にしていくことが重要です。

## 施策

令和4(2022)年から始まった新規就農者育成総合対策では、農業への人材の呼び込みと定着を図るため、就農準備資金<sup>※1</sup>、就農開始資金及び雇用就農資金に加えて、新規就農者や親元就農者の経営開始等における機械・施設等導入を地方と連携して支援するほか、伴走機関等による研修向け農場の整備等を支援しています。

新規就農者の育成が進んでいる地域では、県、市町村等が新規就農者の抱える技術面、経営面の課題について総合的にサポートしています。

図表 2-50 新規就農者数の推移



資料：農林水産省「新規就農者調査」

## 取組事例 青年農業者と東北農政局との意見交換会(宮城県仙台市)

東北農政局では令和4(2022)年10月に、「青年農業者と東北農政局との意見交換会」を開催しました。この意見交換会には、東北地域の青年農業者7名に出席いただき、農業を通じた魅力ある地域づくりの取組や次世代を担う農業者を地域に定着させるための方策等について、意見交換を行いました。

出席した農業者からは、新規就農を促進するためには、指導農家のもとで農業の知識や技術を習得できる研修体制や農業研修施設の整備、営農等について悩んだときに相談相手が近くにいることが重要、現役世代が充実感をもって農業を行っていけば自ずと次世代は育つといった意見が挙げられました。



出席された皆さんと東北農政局幹部職員

## 取組事例 秋田市園芸振興センター(秋田県秋田市)

秋田市園芸振興センターでは、秋田市内において新たに野菜や花きの園芸作物による農業経営を目指す方を対象として、併設されたほ場で研修を実施し、就農に向けたサポートをしています。国の就農準備資金を活用し、現在12名が研修を受講しています。

東北農政局では、令和4(2022)年7月に研修生9名を対象に、秋田県農林水産部農林政策課及び地域振興局の協力を得て、青年等就農計画<sup>※2</sup>の作成に向けたワークショップを開催しました。

ワークショップでは、農地の確保や栽培作物の選定など、就農に当たっての課題やその解決方法を、県等の助言を受けながら一人ひとりが整理しました。今後、研修生は、ワークショップの内容を参考に、市町村が認定する青年等就農計画を作成して就農することとなります。



ワークショップで課題を整理する研修生

※1 「就農準備資金」とは、就農に向けて必要な技術を習得する研修期間中の研修生に対して年間150万円、最長2年間給付する資金である。

※2 「青年等就農計画」とは、これから農業を始めようとする方が自らの農業経営に関する目標や必要となる機械・施設等についてまとめた就農に関する計画のことである。計画は就農する市町村の承認を受けることとなる。

## 工 女性の活躍推進

### 現状と課題

- 東北の基幹的農業従事者約 23 万人のうち女性は約 9 万人で約 4 割を占めており、女性は農業の重要な担い手となっています（農林水産省「令和 4 年農業構造動態調査」）。
- 農業の発展、地域経済の活性化のためには、生活者の視点や多彩な能力を持つ女性農業者が力を発揮していけるようにすることが必要です。

### 施策

農林水産省では、「第 5 次男女共同参画基本計画（令和 2 年（2020）年 12 月閣議決定）」において、地域をリードできる女性農業者を育成し、令和 7（2025）年までに女性農業委員等が登用されていない組織を「ゼロ」にすることと、農業委員、農業協同組合の役員及び土地改良区の理事に占める女性の割合を向上させることを推進しています（図表 2-51）。

また、女性が能力を発揮できる環境を整備し、活躍する機会を増やしていくため、男女別トイレの整備等の女性が働きやすい環境づくりを支援しています。

こうした中、女性が農山漁村でいきいきと活躍できる環境づくりに役立てることを目的として、農山漁村の活性化、農業経営や政策・方針決定への女性参画推進など、女性活躍

### 取組事例 <sup>のざき</sup>野崎<sup>こ</sup>ちさ子<sup>とわだし</sup>氏（青森県十和田市）

<sup>のざき</sup>野崎氏は、生活改善グループ活動をきっかけとして、自家生産堆肥を使用した米や野菜、郷土料理等の旬の素材を活用した農産加工品を道の駅で販売する起業活動のほか、地域小学生への食育、高齢者サロンやコミュニティ食堂の開設など、農山漁村女性リーダーとして地域を牽引する活動を行ってきました。

また、農業委員として、自身の経験を生かした家族経営協定の普及活動のほか、女性に農業委員の仕事をもっと身近に感じて興味を持ってもらうため、女性が参加しやすいよう料理教室と組み合わせて、農地の相談や農業者年金等をテーマとした座談会を企画、開催しています。

こうした女性の力で地域を活性化してきた長年の活動が高く評価され、令和 4（2022）年度農山漁村女性活躍表彰の女性地域社会参画部門（個人）において農林水産大臣賞を受賞しました。



食堂で提供するお弁当調理の様子

### 取組事例 <sup>くまが いへい</sup>有限会社熊谷伊兵治<sup>なめこ</sup>ナメコ生産所（山形県<sup>さげがわむら</sup>鮭川村）

女性が働く上で、環境整備は大切な課題の 1 つです。東北では 8 団体が令和 3（2021）年度補正予算「女性の就農環境改善緊急対策事業」に取り組み、グループ活動や環境整備を行いました。

山形県鮭川村の有限会社熊谷伊兵治<sup>くまが いへい</sup>ナメコ生産所では、当事業を活用して男女別の洋式水洗トイレに改修したことで、働きやすい職場環境となり、子育て世代から高齢者世代まで幅広い世代の人材が長期的に活躍できるようになりました。施設見学や収穫体験への受入れも増やすことができ、地域の活性化にもつながっています。



（有）熊谷伊兵治ナメコ生産所

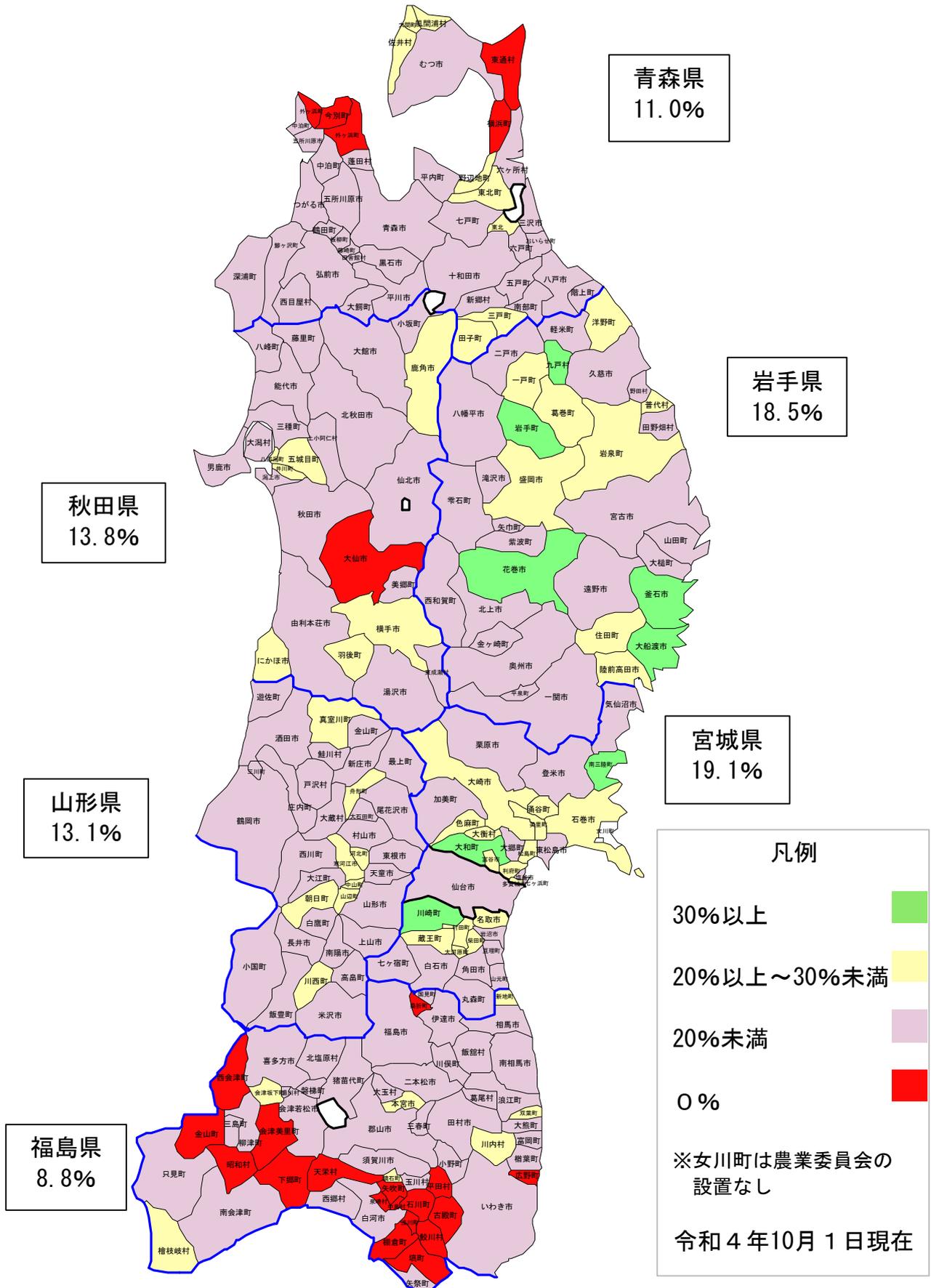


改修した女性用トイレ



従業員のみなさん

図表 2-51 市町村別農業委員に占める女性の割合



### (3) 競争力強化・国土強靱化のための農業農村整備の計画的な推進

#### ア 農地の大区画化・汎用化

##### 現状と課題

- 更なる農業者の高齢化・減少が見込まれる中、農業を次世代へ継承するために担い手への農地の集積・集約化を進める必要がありますが、農地の区画が狭小・排水不良等の生産条件の不利により、農地の受け手がなく、集積・集約化が進まない恐れがあります。

##### 施策

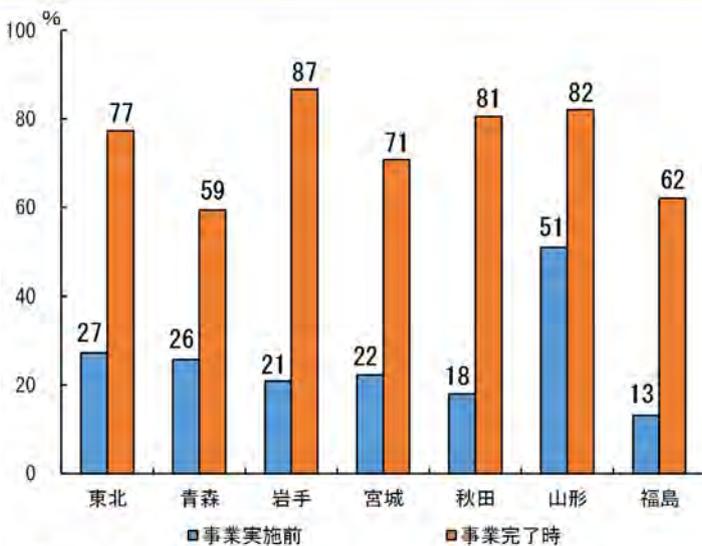
農地の大区画化や汎用化を進めるとともに、農地バンクを活用した農地の集積・集約化による担い手等の確保、スマート農業の実装加速化による生産コスト低減や高収益作物の導入を図ることで、競争力ある農業の実現に寄与します。

##### 事業実施状況

東北において、農地整備事業の実施前後の担い手への農地利用集積の割合をみると、事業実施前の27%から事業実施後は77%と50ポイント増加しており、事業を契機とした農地の利用集積が進んでいます（図表 2-52）。

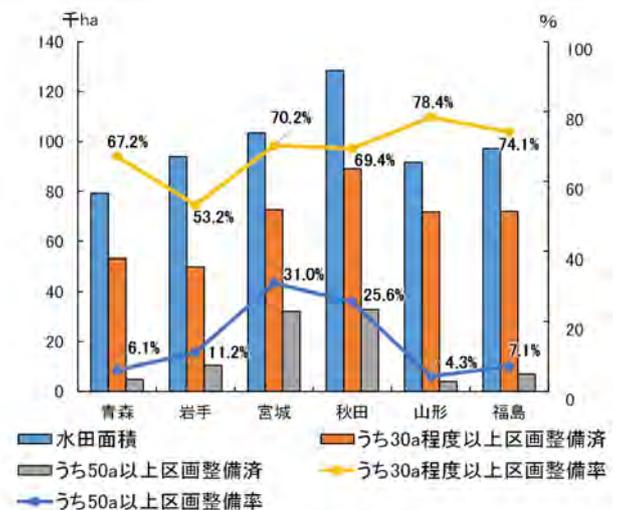
また、水田の50a以上区画整備率では、宮城県が31%と最も高く、次いで秋田県が26%となっています（図表 2-53）。

図表 2-52 農地整備を契機とした担い手への農地利用集積率



資料：東北農政局調べ  
調査対象地区は、平成29(2017)～令和3(2021)年度に基盤整備を完了した地区

図表 2-53 水田の整備状況



資料：農林水産省統計部「耕地及び作付面積統計」(令和3(2021)年7月15日時点)  
農林水産省農村振興局「農業基盤情報基礎調査」(令和3(2021)年3月31日時点)

#### 取組事例 農業競争力強化農地整備事業 赤松通り・烏川赤松地区(山形県大蔵村)

赤松通り・烏川赤松地区では、区画整理に加え、パイプかんがい方式や地下かんがいシステム等の整備により、水田の汎用化を実現しました。

この整備により、高収益作物への転換が加速し、トマトハウスの団地化が進みました。令和4(2022)年には、事業実施前の3倍以上の4.4haに作付面積が拡大し、トマトを使用したカレー等の加工品の商品開発など6次産業化の取組も進んでいます。

これにより新たな雇用も生まれ、地区内外の若者の就業の場を広げるのに一役買っています。



団地化されたトマトハウス

## イ 農業水利施設の適切な更新・長寿命化

### 現状

- 農業農村整備事業により造成された基幹的農業用排水路の総延長は約5万1千 km で、このうち東北は約8,800kmと約2割を占めています。さらに、標準耐用年数を超過した施設は、機場等で約8割、頭首工・水路で約4割に上ります。

### 施策

既存施設を有効活用するため、予防保全対策による施設の長寿命化や、計画的な更新を進めます。

### 国営かんがい排水事業の実施状況

国営かんがい排水事業は、農業生産の基礎となるダム、頭首工、揚排水機場、用排水路等の基幹的な水利施設を整備し、農業用水の確保・安定供給と農地の排水改良を図る事業です。

令和4(2022)年度は、全国101地区で事業を実施しており、このうち東北は23地区と全国の約1/4を占めています(図表2-54)。

図表 2-54 国営かんがい排水事業の実施地区



資料：東北農政局作成

県名	番号	地区名	受益面積 (ha)	ダム	頭首工	揚排水機場	用水路	排水機場	排水路
青森県	①	津軽北部二期	6,189		○	○	○	○	○
	②	浅瀬石川二期	7,839	○	○	○	○	○	○
岩手県	③	和賀中央	3,598		○		○		○
	④	岩手山麓	1,574	○			○		
	⑤	豊沢川	4,250	○					
	⑥	須川	648				○	○	
	⑦	盛岡南部	4,400		○	○	○		
	⑧	雫石川沿岸	856	○					
宮城県	⑨	河南二期	4,707				○	○	○
	⑩	名取川	2,653		○				
	⑪	角田	2,737						○
	⑫	旧迫川	912				○	○	
秋田県	⑬	田沢二期	4,697		○			○	
	⑭	横手西部	9,102						○
	⑮	旭川	3,159	○	○			○	
	⑯	成瀬皆瀬	10,060	○				○	
	⑰	八朗湯	11,733					○	○
山形県	⑱	村山北部	3,174	○	○			○	
	⑲	最上川下流左岸	5,921						○
福島県	⑳	会津南部	4,320		○			○	
	㉑	会津北部	4,558	○	○			○	
	㉒	母畑	1,965	○				○	
	㉓	雄国山麓	542	○		○	○		

### 県営水利施設等保全高度化事業の実施状況

県営水利施設等保全高度化事業は、老朽化した水利施設の長寿命化や更新を行う事業です。

令和4(2022)年度は、全国702地区で事業を実施しており、このうち東北の実施地区は50地区と全国の約7%となっています。



老朽化した水路及び分水ゲートを更新

## ウ 防災重点ため池対策の強化

### 現状と課題

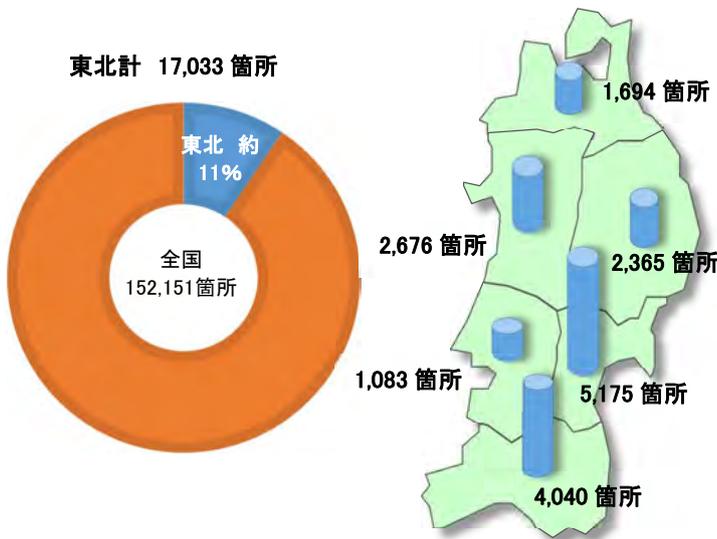
- 農業用ため池は、東北に1万7,033箇所存在し、全国（約15万箇所）の約1割となっています（図表2-55）。
- このうち、防災重点農業用ため池は4,604箇所あり、多くのため池で老朽化が進んでいることへの対応や、近年多発している地震・集中豪雨等による災害の防止が急務となっています（図表2-56）。

### 施策

「防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進に関する特別措置法」（ため池工事特措法）に基づき、防災重点農業用ため池のハード対策・ソフト対策を集中的かつ計画的に推進します。

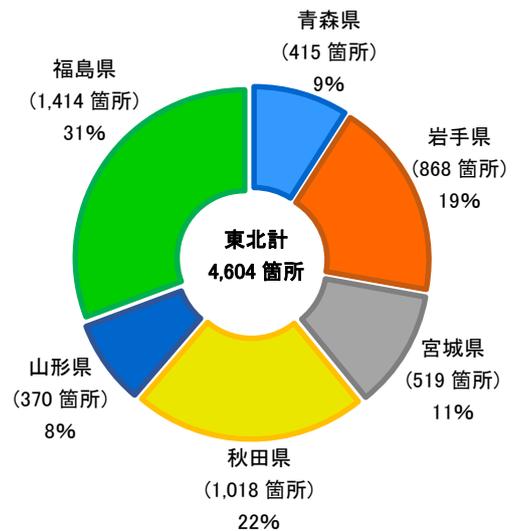
### 東北のため池の状況

図表 2-55 農業用ため池の箇所数



資料：農林水産省調べ（令和4(2022)年12月末時点）

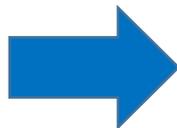
図表 2-56 防災重点農業用ため池の県別割合



資料：農林水産省調べ（令和3(2021)年7月末時点）

### 事業実施状況

老朽化し漏水等が発生している防災重点農業用ため池の改修を行い、ため池の安全性を確保しています。また、近年多発する大規模地震に備えた耐震照査と必要な整備、集中豪雨による決壊を防止する豪雨照査と必要な整備を行っています。



洪水流下能力の強化

## 工 頻発化・激甚化する豪雨災害への対応

### 現状と課題

- ▶ 近年、頻発化・激甚化する豪雨災害等に適切に対応し、安定した農業経営や農村の安全・安心な暮らしを実現するため、農地・農業用施設の湛水被害防止対策のハード対策とともに、地域住民への啓発活動等のソフト対策の整備が急務となっています。

### 施策

排水機場の整備、水田の活用（田んぼダム）、既存ダムの洪水調節機能強化等を「流域治水」の取組の一環として推進します。

### 排水機場の整備

経年的な劣化に伴う故障等により、排水機能に支障が生じたり、耐震性が不足する排水機場の改修を行います。機能低下した排水機場の施設機能の保全と耐震化のための整備を一体的に実施することにより、排水機能の維持と豪雨時における地域の湛水被害を防止します。



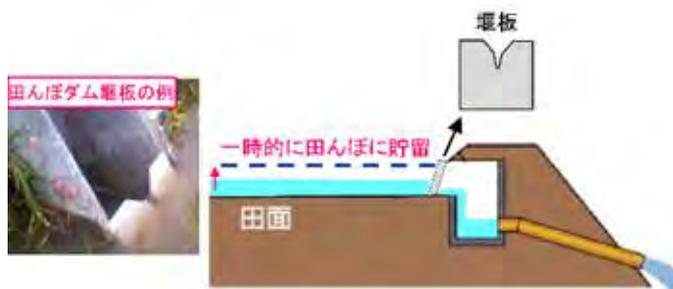
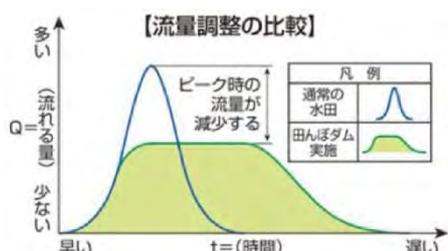
排水機場完成イメージ

### 田んぼダムの取組

田んぼダムとは、大雨時に水田の落水口<sup>らくすいこう</sup>に流出量を抑制するための落水量調整装置等を設置し、雨水貯留能力を人為的に高める取組です（図表 2-57）。

東北においては、多面的機能支払交付金の加算措置を活用し、令和4（2022）年度に田んぼダムに取り組んだ活動組織は68組織で、取組面積は約5,400haとなっています。加えて、農地整備事業においても田んぼダムの取組にかかる支援の充実を図っています。

図表 2-57 田んぼダムの仕組み



### 農業用ダムの洪水調節機能強化の取組

大雨が予想される際に、あらかじめダムの水位を下げることで大雨による流入を貯留し、下流域の氾濫被害リスクの低減を図る取組を令和2（2020）年から開始しています。

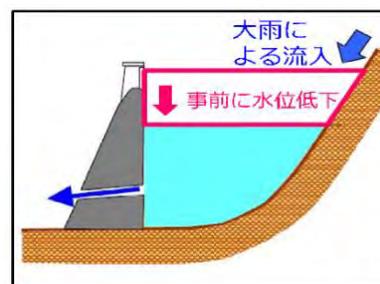
この取組にあたっては、河川管理者及びダム管理者等で「治水協定」を締結する必要があります。東北では同年12月までに88基について、「治水協定」が締結されています（図表 2-58）。

図表 2-58 農業用ダムの治水協定締結状況(東北)  
(令和4(2022)年12月時点)

単位：基

区分	直轄ダム	補助ダム	合計
1級水系	24	50	74
2級水系	-	14	14
合計	24	64	88

資料：東北農政局作成



農業用ダムの活用イメージ

## オ 農道・集落排水施設等の整備

## 現状と課題

- 農業と農村の振興にあたっては、農村に人が住み続けるための条件を整備することが重要ですが、農村インフラ（農業集落排水施設や農道・集落道等）の老朽化が進行しているため、その対策が急務となっています。

## 施策

農業インフラの強靱化のための整備や農村の生活インフラ（情報通信環境の整備等）を整備することにより、定住条件を確保します。

## 事業実施状況

農業集落排水施設や農道・集落道等の再編・強靱化及び高度化のための整備のほか、地域全体の農村インフラ施設の整備方針や各施設の点検診断・機能保全計画の策定等を支援するために、令和3(2021)年度に農村整備事業が創設され、東北では令和4(2022)年度に50地区で実施しました。

また、農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）では、ICT（情報通信技術）を活用して、農業水利施設、ため池、農業集落排水施設等の管理の省力化・高度化を図るとともに、地域活性化の取組やスマート農業の導入に必要な情報通信環境の整備に対する支援をハード・ソフトの両面から行っています。東北では令和4(2022)年度に4地区で実施しました。

取組事例 農村整備事業 やなとり めいわ 梁取・明和地区(福<sub>みなみあいづくんだみまち</sub>島県南会津郡只見町)

福<sub>みなみあいづくんだみまち</sub>島県南会津郡只見町の梁<sub>やなとり</sub>取地区及び明<sub>めいわ</sub>和地区では、施設の老朽化や地区内人口の減少に伴い、農業集落排水の事業運営が厳しい状況となっています。

このため、農村整備事業により、隣接する農業集落排水地区と処理施設を再編・集約し、老朽化した処理場は廃止することで、農業集落排水施設の維持管理コストの削減及び強靱化を図り、農村の持続性の向上につなげています。



農業集落排水施設の再編・集約の整備イメージ



接続管新設



統合先の明和处理場

資料: 東北農政局作成